

市内障害福祉サービス事業所等管理者様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長  
障害自立支援課長  
障害施設サービス課長

## 障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の位置付け変更後の対応について（通知）

日頃から本市の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されますが、重症化リスクが高い障害者が多く生活する障害者施設等では感染対策の徹底や医療機関との連携強化、療養体制の確保等を継続する必要があります。

このため、障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について、特に重要と考えられる点を以下のとおりまとめましたので、今後の参考としていただき、適切な御対応をお願いします。

### 1 基本的な感染対策

障害者施設等においては、重症化リスクが高い方が多く生活することを踏まえ、引き続きマスクの効果的な着用、適切な換気等の基本的な感染対策をお願いします。

#### 【マスクの着用について】

- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する障害者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨します。  
※勤務中であっても、従事者にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各障害者施設等の管理者等が適宜判断いただくようお願いいたします。
- ・マスクの着用は個人の判断にゆだねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従事者にマスクの着用を求めることは許容されます。なお、その場合には、丁寧な説明をお願いします。
- ・マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

（参考：「障害児・者施設・障害福祉サービス事業所等におけるマスク着用の考え方の見直し等について（周知）」（令和5年3月10日健障推第2870号・別添資料1）

【換気とゾーニングについて】 ※従来どおりの対応となります。

- ・窓や換気扇の場所を考慮して空気の流れをつくる等、効果的な換気をお願いします。パーテーションを活用する際は、空気の流れを阻害しないように配慮してください。
- ・感染者が発生した場合は、保健所や専門医等の指示に従い、個室に移動させてください。個室が十分でない場合には、感染者の生活するエリア全体を感染のリスクがあるゾーンとみなして対応していただくようお願いします。

## 2 療養期間、就業制限、濃厚接触者の考え方

感染症法上の位置づけ変更後は、行政が患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断にゆだねられることとなりますが、国から示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月25日付事務連絡）を参考に、療養期間及び濃厚接触者の取扱いについて施設内での周知をお願いします。

【従事者がり患した場合】

- ・高齢者施設等（障害福祉サービス事業所等を含む）においては、重症化リスクが高い者が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルス感染症に罹患した従事者の就業制限を考慮してください。
- ・発症日を0日目として発症後5日間を経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます（特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため）。
- ・発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

【従事者が「いわゆる濃厚接触者」に該当する場合】

- ・「濃厚接触者」の特定はなくなり、法律に基づく外出自粛は求められません。同居の御家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、御自身の体調に注意してください。

（参考：「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について」（令和5年4月27日健障推第341号・別添資料2））

## 3 発生時の対応

新型コロナの感染者や感染の疑いがある利用者のケア等にあたる場合には、従来どおり、適切な防護具を選択の上で御対応いただくようお願いします。

【基本の感染予防策について】

- ・感染の危険から守るためには、个人防护具を適切なタイミングで着用し、正しい方法で外すことが重要です。場面や接触の度合いに応じて防護具を選択してください。
- ・感染者のケアにあたっては、ガウンや手袋、フェイスシールド（髪の毛も汚染される可能性がある場合はキャップ）等の使用が効果的です。
- ・可能であれば、利用者にもマスクの着用をお願いします。

#### 4 発生時の報告

各施設・事業所で以下の感染状況が発生した場合、保健所及び本市所管課への報告をお願いします。報告の内容に応じて、保健所より適宜感染対策指導を行います。

##### 【所管課への報告】

- ・利用者に感染が確認された場合、障害福祉保健部のコロナ発生報告メールアドレス ([kf-covid19@city.yokohama.jp](mailto:kf-covid19@city.yokohama.jp)) あてに報告ください。その際、メール件名に「【感染報告】【〇〇〇】(※〇にはサービス種別を入れる)」と明記し、メール本文に下記5項目を記載してください。

- (1) 法人名
- (2) 事業所の名称 (※グループホームの場合はホーム名も記載)
- (3) サービス種別
- (4) 事業所の住所 (※グループホームの場合はホーム住所も記載)
- (5) 連絡先の担当者名・電話番号

##### 【保健所への連絡】

- ・下記にあてはまる場合のみ、保健所(各区福祉保健センター)へ報告してください。  
※保健所へのメール報告の際に、障害福祉保健部のコロナ発生報告メールアドレス ([kf-covid19@city.yokohama.jp](mailto:kf-covid19@city.yokohama.jp)) をCCに入れてください。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
  - (2) 10人以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合
  - (3) 上記に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ・各区保健所の連絡先については、別添資料3を参考にしてください。なお、保健所への報告様式については、後日改めてメールにてお送りします。

#### 5 衛生資材、抗原検査キットの備蓄

感染者が発生した場合に早期に対応できるよう、抗原検査キットの備蓄をお願いいたします。あわせて、衛生資材の備蓄に努めていただくようお願いします。

##### 【抗原検査キットの配付について】

- ・重症化リスクが高い方が多く生活されている障害者施設においては、これまで以上に抗原検査キットの備蓄や医療機関との連携など、発症者を早期に把握し、感染拡大を防止するとともに重症化への対応に注力する必要があります。
- ・本市では、5月中に抗原検査キットを配付する予定です。施設内での陽性者発生時や感染拡大時の検査など、必要に応じて御活用ください。  
(対象施設等：施設入所支援、宿泊型自立訓練)

## 6 施設利用者に対するワクチン接種の促進

令和5年春の接種が5月8日（月）に開始されます。重症化リスクのある利用者があることを踏まえ、障害者施設の利用者及び従事者においては、クラスターの発生抑止及び重症化予防のため、6月までに接種が完了するよう早期接種に御協力をお願いします。

## 7 医療機関との連携

入所・入居系施設においては、感染者への早期の治療介入に備え、往診及び入院の調整を依頼できる協力医療機関を事前に確保していただくようお願いいたします。

### 【協力医療機関に対応していただく内容】

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

## 8 研修・訓練の実施

感染症の対応力を高めるため、全職員に対し感染症予防に係る研修及びクラスターの発生等のパターンを想定した研修・訓練の実施をお願いします。

## 9 施設における「面会」の考え方

障害者施設では、家族等との面会の機会の減少による心身の健康への影響を踏まえると、面会の機会を持つことは重要であると考えます。

面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における感染症の発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討していただくようお願いいたします。

<各サービスの担当課>

- 日中活動系サービス（通所）・入所施設等

障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3607

- 障害者グループホーム

障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3565

- 障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）、

障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型、

精神障害者生活支援センター、多機能型拠点、短期入所、日中一時支援

障害施設サービス課地域施設支援係 TEL 671-2416

- 障害福祉サービス等（訪問系サービス）

障害自立支援課 TEL 671-2402

- 障害福祉サービス等（相談系サービス）

障害施策推進課 TEL 671-4133

横浜市内

障害福祉施設・事業所

障害児入所施設

障害児通所支援・相談支援事業所

運営法人代表者・関係施設・事業所管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

障害施設サービス課長

障害自立支援課長

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

障害児・者施設・障害福祉サービス事業所等におけるマスク着用の考え方の見直し等について  
(周知)

日頃より、本市障害者福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

さて、令和5年3月13日以降のマスク着用に関して、令和5年2月14日付で厚生労働省から発出された事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」により見解が示されたところです。同事務連絡の趣旨を踏まえ、障害児・者施設及び障害福祉サービス事業所（以下、「障害者施設等」という。）におかれても、適切な対応を行うよう改めてお願いいたします。

#### <基本的な考え方>

マスク着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とした上で、特に障害者施設等におけるマスク着用の取扱い等については、次のとおりとします。

- 高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する障害者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨します。

※ 勤務中であっても、従事者にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各障害者施設等の管理者等が適宜判断いただくようお願いいたします。

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従事者にマスクの着用を求めることは許容されます。なお、その場合には、丁寧な説明をお願いします。

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

なお、厚生労働省の通知にあるとおり、高齢者等重症化リスクが高い方が多く生活する障害者施設等への訪問時には、マスクの着用を本市としても推奨します。このため、障害者施設等への面会者等へのマスク着用等をお願いすることは差支えありませんが、感染防止対策等の趣旨を踏まえた丁寧な説明等をお願いします。

裏面あり

#### 【参考資料】

- ・「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（令和5年2月14日厚生労働省事務連絡）
- ・「マスク着用の考え方の見直し等（令和5年3月13日以降の取扱い）について」（令和5年2月10日厚生労働省事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策」リーフレット  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0306\\_20230222.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0306_20230222.pdf)

#### <各サービスの担当課>

##### 健康福祉局

- ・ 日中活動系サービス（通所）・入所施設等  
障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3607
- ・ 障害者グループホーム  
障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3565
- ・ 障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）、  
障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型、  
精神障害者生活支援センター、多機能型拠点、短期入所、日中一時支援  
障害施設サービス課地域施設支援係 TEL 671-2416
- ・ 障害福祉サービス等（訪問系サービス）  
障害自立支援課 TEL 671-2402
- ・ 障害福祉サービス等（相談系サービス）  
障害施策推進課 TEL 671-4133

##### こども青少年局

- ・ 障害児施設等  
障害児福祉保健課 TEL 671-4274

事務連絡  
令和5年2月14日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）  
について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、マスク着用の考え方について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「2月10日付け事務連絡」という。）（別添）のとおり、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとされました。

障害福祉サービス事業所等におけるマスク着用の取扱いについては下記のとおりであり、下記及び別添のうち、「高齢者施設等」には、障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む。以下同じ。）が含まれます。

については、都道府県等障害保健福祉主管部局におかれても、衛生主管部局等と連携して、貴管内の障害福祉サービス事業所等へ周知対応いただくよう、お願いいたします。

#### 記

- 2月10日付け事務連絡の2において、「高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨すること」とされていること。

「(1) 医療機関受診時

- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

(3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス (※) に乗車する時 (当面の取扱)

※ 概ね全員の着席が可能であるもの (新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等) を除く。

- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。」

○ 2月10日付け事務連絡の4において、「高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中 (※) のマスクの着用を推奨すること」とされていること。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各事業所等の管理者が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

○ 高齢者等重症化リスクの高い者 (65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する児者等。以下同じ。) が多く入所していない事業所等においては、別添 (参考) に記載のとおり、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される」とされていること。

○ こうした考え方にに基づき、特に重症化リスクの高い者が多く利用している障害福祉サービス事業所等の従事者及び利用者におかれては、マスクの着用をはじめとする事業所内の感染対策の適切な実施に御尽力いただきたいこと。

#### 【別添】

「マスク着用の考え方の見直し等について」 (令和5年2月10日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)



事務連絡  
令和5年2月10日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について  
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡)に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、(中略)着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされてきました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱や、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス  
感染症対策推進本部 戦略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489

## 記

### 1. 見直しの概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

(参考) 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## 2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
  - (1) 医療機関受診時
  - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
    - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

## 3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

## 4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

## 5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。  
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

### (参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

## 6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

### (参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>
- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

事 務 連 絡  
令和 5 年 2 月 10 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について  
(令和 5 年 3 月 13 日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和 4 年 5 月 20 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡）に基づく対応をお願いしてきましたが、令和 5 年 1 月 27 日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、（中略）着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされてきました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱や、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

## 記

### 1. 見直しの概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

（参考）学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## 2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
  - (1) 医療機関受診時
  - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
  - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
    - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

## 3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

## 4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

## 5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。  
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

### (参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

## 6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

### (参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>

- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>



これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

**令和5年3月13日から**

**マスク着用は個人の判断が基本となります**

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

健障推第341号

令和5年4月27日

市内障害福祉施設・事業所 管理者 様

横浜市健康福祉局 障害施策推進課長

障害自立支援課長

障害施設サービス課長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
療養期間の考え方等について**

日頃から本市の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付け変更後の具体的な取扱いについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付事務連絡）が発出されました。本事務連絡では、高齢者施設等における従事者が新型コロナウイルス感染症にり患した場合の療養期間の考え方について示されています。

これを受け、厚生労働省障害福祉課から発出された令和5年4月25日付事務連絡では「『高齢者施設等』には重症化リスクが高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する障害児者等）が多く生活する障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む）が含まれていません」とされています。

については、上記事務連絡のうち障害福祉サービス事業所等の従事者の療養期間・就業制限等に係る概要をまとめましたので、通知します。

なお、本通知は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした事前の情報提供です。予定どおり位置付けの変更が行われた後に、改めて確定版としてお知らせします。

**<添付資料>**

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」

（令和5年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

※感染症法上の位置付け変更に伴う事業所から本市への報告などに変更が生じる場合は、別途お知らせします。

### 【基本的な考え方】

- ・感染症法上の位置付け変更後は、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様、個人の判断にゆだねられることとなります。

### 【従事者がり患した場合】

- ・高齢者施設等（障害福祉サービス事業所等を含む）においては、重症化リスクが高い者が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルス感染症に罹患した従事者の就業制限を考慮してください。
- ・発症日を0日目として発症後5日間を経過し、かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます。（特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いため）
- ・発症後10日間を経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

### 【従事者が「いわゆる濃厚接触者」に該当する場合】

- ・「濃厚接触者」として特定されることはありませんし、法律に基づく外出自粛は求められません。
- ・同居のご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、ご自身の体調に注意してください。

#### <各サービスの担当課>

##### ○日中活動系サービス（通所）・入所施設等

障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3607

##### ○障害者グループホーム

障害施設サービス課施設等運営支援係 TEL 671-3565

##### ○障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）、

障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型、

精神障害者生活支援センター、多機能型拠点、短期入所、日中一時支援

障害施設サービス課地域施設支援係 TEL 671-2416

##### ○障害福祉サービス等（訪問系サービス）

障害自立支援課 TEL 671-2402

##### ○障害福祉サービス等（相談系サービス）

障害施策推進課 TEL 671-4133

事務連絡  
令和5年4月25日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
療養期間の考え方等について  
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、有症状者は発症から7日間の自宅療養（外出自粛）を求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになることから、その具体的な取扱い（位置づけ変更後の Q&A、新たな分析結果、諸外国の事例）について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が別添1のとおり発出されました。

感染症法上の位置づけ変更後において、高齢者施設等における従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の療養期間の考え方について、別添1の Q&A②及び別添2においてお示ししているところですが、「高齢者施設等」には、重症化リスクが高い者（65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する障害児者等）が多く生活する障害福祉サービス事業所等（障害児入所・通所事業所を含む）が含まれます。

貴部（局）におかれては、内容をご了知の上、管内の市区町村及び関係施設等に対して周知をお願いします。

**【別添 1】**

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

**【別添 2】**

「5類移行後の新型コロナに罹患した介護従事者の就業制限解除の考え方について」

事務連絡  
令和5年4月14日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
療養期間の考え方等について  
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、感染症法に基づき、一定期間の自宅療養（外出自粛）を求めています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、感染症法に基づき、行政が患者に対し、外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは、季節性インフルエンザと同様に、個人の判断に委ねられることになることから、その判断に資する情報（位置づけ変更後の Q&A、新たな分析結果、諸外国の事例）を別紙のとおりお示しします。

令和5年4月5日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードに提出された新たな分析結果を踏まえると、発症後3日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。

位置付け変更後は、政府として一律に外出自粛を要請するものではありませんが、個人や事業者の判断に資するよう、この分析結果や諸外国の事例を踏まえ、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間を経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨することを情報提供します。

また、位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示しした考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染

症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人の療養や事業者の取組みに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。また、文部科学省において、学校で新型コロナに罹患した児童等について、学校保健安全法に基づく出席停止期間について検討していることを申し添えます。

(参考1) 療養期間に関する現行の取扱い

- ・新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(参考2) 患者のウイルス排出量に関する分析結果

- ・オミクロン系統感染者鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量（令和5年4月5日 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード専門家提出資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001084525.pdf>

## 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&amp;A①

## Q1：新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、**発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している**といわれています（参考1）。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、**特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意**してください（参考2）。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

参考2 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目（3日間経過後）から6日目（5日間経過後）にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目（5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。



## 感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&amp;A②

## Q2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

周囲の方や事業者におかれても、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

各医療機関や高齢者施設等においては、以下の情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。なお、高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください。

また、感染が大きく拡大している場合には、一時的により強いお願いを行うことがあります。

## (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として**5日間は外出を控えること**（※2）、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの**症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

## (2) 周りの方への配慮

**10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。**発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※ 学校における取扱いについては、文部科学省においてパブリックコメントを実施予定。

## Q3：5月8日以降の「濃厚接触者」の取扱はどのようになりますか？

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

## Q4：家族が新型コロナウイルス感染症にかかったら、どうしたらよいですか？

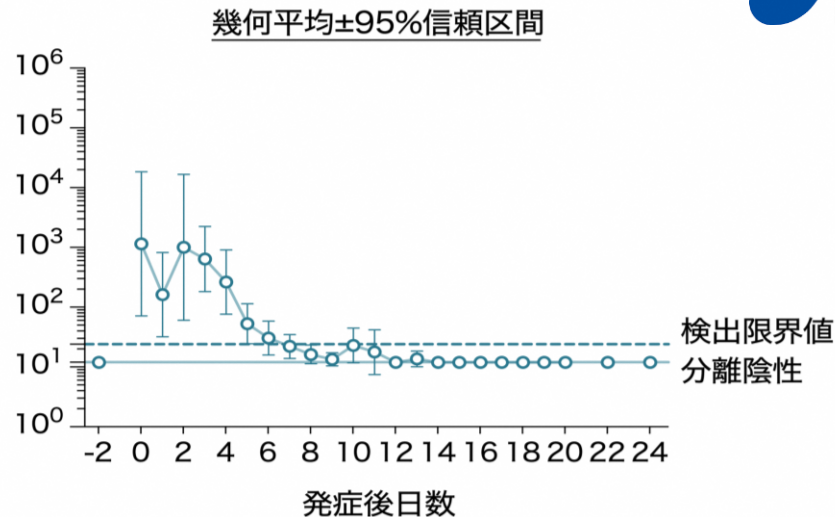
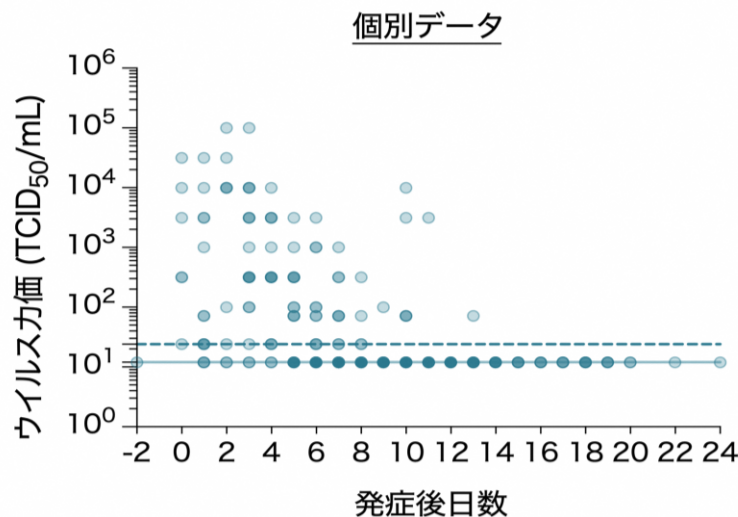
ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意してください。

その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はお自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。もし症状が見られた場合には、Q2をご覧ください。

# 参考 1 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 アドバイザリーボード専門家提出資料（令和5年4月5日）



## オミクロン系統感染者のRT-qPCR陽性検体における鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量



発症後日数	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
検体数	1	0	6	14	9	18	15	22	26	29	20	18	26	14
幾何平均	12.0	NA	1156.8	163.1	1009.9	642.1	262.9	53.0	30.6	22.1	16.6	13.5	23.7	17.9
95%信頼区間	NA, NA	NA, NA	72.0, 18577.9	32.4, 821.8	60.4, 16877.6	183.5, 2246.6	76.2, 907.0	24.5, 114.6	16.0, 58.4	14.0, 35.0	11.3, 24.3	10.5, 17.3	11.8, 47.4	7.6, 42.2

**目的：**オミクロン系統感染者から採取されたウイルス分離試験陽性の鼻咽頭スワブ検体中の感染性ウイルスを定量するために、ウイルス力価（感染性ウイルス量）を測定した。

**材料：**感染症法第15条第2項の規定に基づき2021年11月29日から2022年1月13日までに実施されたオミクロンBA.1系統感染者を対象とした積極的疫学調査の残余検体のうち、オミクロンBA.1系統感染有症状者85症例から得られたRT-qPCR陽性の鼻咽頭スワブ検体（合計277検体）※無症状者は含まない。

**方法：**被験検体の希釈系列を作製し、VeroE6/TMPRSS2細胞に接種し5日間培養後、CPEを指標として検体中のウイルス力価を測定した。ウイルス力価の計算はKarBerの式によってTCID<sub>50</sub>/mLとして算出した。検出限界値は24 TCID<sub>50</sub>/mL(点線)でウイルス分離陰性の検体は12 TCID<sub>50</sub>/mL(実線)とした。発症後日数毎の個別データと幾何平均と95%信頼区間を示した。

**結果：**発症後から幾何平均ウイルス力価の減少傾向が認められた。発症後7日には、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を下回り、それ以降、幾何平均ウイルス力価が検出限界値を上回ることにはなかった。

**考察：**RT-qPCR陽性であった鼻咽頭検体において、発症後、経時的に感染性ウイルス量が減少していることが示唆された。

**制限：**本検討ではRT-qPCR陰性であった検体を含んでおらず、感染性ウイルスを排出している者の割合については評価していない。また、今回の検体は全てBA.1感染者から採取された検体であり、他の変異株感染者等と同様の結果であるかどうかは不明である。ワクチン接種者と未接種者、過去の感染履歴がある者など免疫履歴が異なる者を区別しておらず、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。発症後日数の経過した検体は観察期間の長い症例のみから採取されており、有症状期間が長い症例に偏っている可能性があり、これらが結果に影響を与える可能性を否定できない。

## 参考2 諸外国の状況（新型コロナウイルス感染症の療養期間）

国名	施策内容
米 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>無症状者： <b>5日間の隔離</b>を推奨</li> <li>有症状者： <b>5日間が経過し、解熱剤の服用なく24時間の解熱を得られるまで隔離</b>を推奨（症状改善傾向にない場合は隔離を継続）</li> <li><b>10日間は屋内のマスク着用等</b>を推奨。</li> </ul> <p>（出典）CDCホームページ（<a href="https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html">https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/your-health/isolation.html</a>）</p>
英 国	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>18歳未満は3日間、18歳以上は5日間の隔離</b>を推奨</li> <li><b>10日間はハイリスク者との接触を避けること</b>を推奨</li> </ul> <p>（出典）NHSホームページ（<a href="https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/covid-19-symptoms-and-what-to-do/">https://www.nhs.uk/conditions/covid-19/covid-19-symptoms-and-what-to-do/</a>）</p>
台 湾	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>待機期間は設けられていないが</b>、抗原検査で陰性になるまで、または<b>発症</b>（無症状の場合は検査）から<b>10日間を自主健康観察期間</b>として、症状がある場合は不要不急の外出を避け、自宅待機を推奨</li> </ul> <p>（出典）台湾CDCホームページ （<a href="https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGSbvmzLwFg?uaid=WSZT7bbeEkFGR2km4-wAQ">https://www.cdc.gov.tw/En/Category/ListContent/tov1jahKUv8RGSbvmzLwFg?uaid=WSZT7bbeEkFGR2km4-wAQ</a>）</p>
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>待機期間は設けられていないが</b>、軽症者には症状がある間の自宅待機を推奨</li> </ul> <p>（出典）保健省ホームページ（<a href="https://www.moh.gov.sg/covid-19">https://www.moh.gov.sg/covid-19</a>）</p>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>待機期間は設けられていないが</b>、感染予防としてマスク着用やテレワーク等を推奨</li> </ul> <p>（出典）政府ホームページ（<a href="https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en">https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A15610?lang=en</a>）</p>
韓 国	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔離義務あり（違反した場合には罰則の対象）</li> <li>隔離期間を<b>7日間から5日間に短縮する予定</b>（※）</li> </ul> <p>※さらに、今後、感染症分類の引き下げも予定しており、その際、5日の期間は維持しつつ、従来の「隔離義務」から「勧告」に変更する予定</p> <p>（出典）政府ホームページ （<a href="https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;board_id=312&amp;contSeq=7221#">https://ncov.kdca.go.kr/tcmBoardView.do?gubun=BDJ&amp;brdId=3&amp;brdGubun=31&amp;dataGubun=&amp;ncvContSeq=7221&amp;board_id=312&amp;contSeq=7221#</a>）</p>
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>7日間の隔離義務</b>あり</li> </ul> <p>（出典）政府ホームページ（<a href="https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/">https://covid19.govt.nz/testing-and-isolation/if-you-have-covid-19/</a>）</p>

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。以下の一般向けの情報を参考にしつつ、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することを踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。

### ■ 5 類移行後の新型コロナ患者の療養の考え方

- ・ 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます（※1）。
- ・ 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

### ■ 現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

#### ■ 学校保健安全法施行規則（平成27年一部改正）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている。

■ 国立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版  
インフルエンザに罹患した医療従事者は就業制限を考慮する。特にハイリスク患者への接触は避けるべきである。

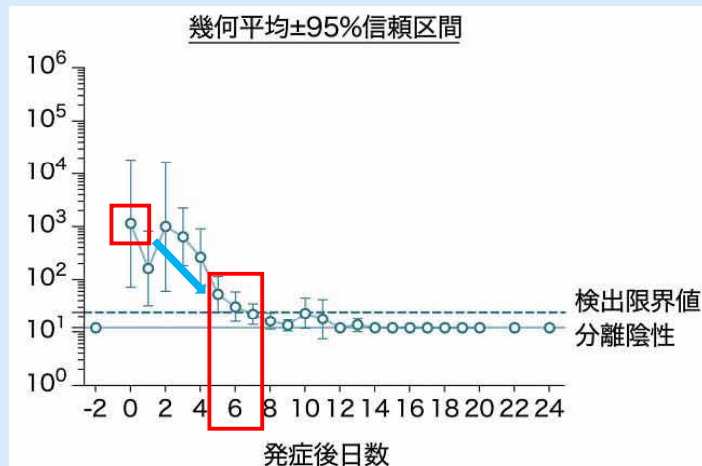
#### ■ インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する。

### ■ 濃厚接触者の考え方

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、ご自身の体調に注意してください（※2）。

### 有症状者における感染性ウイルス量（TCID<sub>50</sub>/mL）の推移



出典（令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8）

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目（発症日を0日目として5日間経過後）前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1（注）となり、検出限界値に近づく。

（注）発症後5日～7日目のウイルス量。

（※1）発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

（※2）高齢者施設等内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります。



## 保健所（各区福祉保健センター）連絡先一覧

※集団感染が発生した際は、保健所への報告をお願いします。

（保健所への報告メールの際、CCに健康福祉局障害福祉保健部のアドレス

kf-covid19@city.yokohama.jp を入れていただきますようお願いします。）

区	メールアドレス	電話番号（平日）	FAX番号
鶴見	<a href="mailto:tr-kansenshou@city.yokohama.jp">tr-kansenshou@city.yokohama.jp</a>	045-510-1832	045-510-1792
神奈川	<a href="mailto:kg-kansen@city.yokohama.jp">kg-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-411-7138	045-316-7877
西	<a href="mailto:ni-kenkou@city.yokohama.jp">ni-kenkou@city.yokohama.jp</a>	045-320-8439	045-324-3703
中	<a href="mailto:na-kenkou@city.yokohama.jp">na-kenkou@city.yokohama.jp</a>	045-224-8332	045-224-8157
南	<a href="mailto:mn-kansen@city.yokohama.jp">mn-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-341-1185	045-341-1189
港南	<a href="mailto:kn-kenko@city.yokohama.jp">kn-kenko@city.yokohama.jp</a>	045-847-8438	045-846-5981
保土ヶ谷	<a href="mailto:ho-kenkou@city.yokohama.jp">ho-kenkou@city.yokohama.jp</a>	045-334-6345	045-333-6309
旭	<a href="mailto:as-kansensho@city.yokohama.jp">as-kansensho@city.yokohama.jp</a>	045-954-6146	045-953-7713
磯子	<a href="mailto:is-kansen@city.yokohama.jp">is-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-750-2445	045-750-2547
金沢	<a href="mailto:kz-kansen@city.yokohama.jp">kz-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-788-7840	045-784-4600
港北	<a href="mailto:ko-kansen@city.yokohama.jp">ko-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-540-2362	045-540-2368
緑	<a href="mailto:md-kansensho@city.yokohama.jp">md-kansensho@city.yokohama.jp</a>	045-930-2357	045-930-2355
青葉	<a href="mailto:ao-kenkou@city.yokohama.jp">ao-kenkou@city.yokohama.jp</a>	045-978-2438	045-978-2419
都筑	<a href="mailto:tz-hokenjo@city.yokohama.jp">tz-hokenjo@city.yokohama.jp</a>	045-948-2350	045-948-2354
戸塚	<a href="mailto:to-kansen@city.yokohama.jp">to-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-866-8426	045-865-3963
栄	<a href="mailto:sa-kansen@city.yokohama.jp">sa-kansen@city.yokohama.jp</a>	045-894-6964	045-895-1759
泉	<a href="mailto:iz-kenko@city.yokohama.jp">iz-kenko@city.yokohama.jp</a>	045-800-2445	045-800-2516
瀬谷	<a href="mailto:se-kenkou@city.yokohama.jp">se-kenkou@city.yokohama.jp</a>	045-367-5744	045-365-5718

### ★夜間・休日の連絡先

感染症・食中毒緊急通報ダイヤル 電話；045-664-7293